

審 査 基 準 整 理 票

処分名	妊婦のための支援給付の受給資格の認定		
根拠法令名	子ども・子育て支援法	(条項) 第 1 0 条の 9	
基準法令名	子ども・子育て支援法	(条項) 第 1 0 条の 9	
所管部署	こども未来部 子育て支援給付課 管理給付係		
標準処理期間	6 0 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載 [妊婦のための支援給付の受給資格の認定に係る審査基準] 子ども・子育て支援法第 1 0 条の 9 を基準とする。 【参 考】 [根拠法令] 子ども・子育て支援法 (市町村の認定等) 第十条の九 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。 2 前項の認定(以下「妊婦給付認定」という。)は、当該妊婦給付認定を受けようとする者の住所地の市町村が行うものとする。 (令六法四七・追加)			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。